

議案説明資料

【 目 次 】

・ **議案第 39 号**

八幡浜市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について…………… p. 1

・ **議案第 40 号**

八幡浜市下水道条例の一部を改正する条例の制定について…………… p. 3

令和 8 年 6 月
(令和 8 年 6 月 8 日提出)

件名	八幡浜市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
担当課	産業建設部 上下水道課
根拠法令等	水道法（昭和32年法律第177号）
施行日等	令和8年10月1日

1. 改正の目的

上水道事業の経営安定化を図り、市民及び市内事業所等に対する良質な水道サービスを維持するため、上水道料金を改定するものである。

2. 改正の経緯

本市の上水道料金は、平成27年10月の改定以来、西日本豪雨や新型コロナウイルスの蔓延、不安定な世界情勢に伴う急激な物価高騰など、市民生活への影響を考慮し、据え置いてきた。10年間料金改定を見送ってきたことで、人口減少に伴う料金収入の落ち込み、施設の老朽化対策・耐震化対策に要する費用の増大など、上水道事業は厳しい経営環境に直面しており、このままの料金水準では、今年度、赤字経営へ転落すると予想される。

こうした状況下、昨年10月、市民、事業者、議会、行政など幅広い分野の委員で構成する「八幡浜市上下水道使用料等検討委員会」を設置し、料金改定について慎重にご検討いただき、今年2月、市長へ報告書が提出された。

検討委員会では、上水道料金について「令和12年度まで黒字を維持できると見込まれる12%増の改定（基本料金、超過料金とも同率）が適当」とされ、この検討結果に基づき料金を改定するものである。

3. 改正の内容

(1) 一般用

(単位：円)

口径	基本料金		8 m ³ を超え 20 m ³ まで (1 m ³ 当たり)		20 m ³ を超え 50 m ³ まで (1 m ³ 当たり)		50 m ³ を超える もの (1 m ³ 当たり)	
	0 m ³ ~8 m ³		現行	改定案	現行	改定案	現行	改定案
	現行	改定案						
13mm	1,200	1,340 +140 (+11.7%)	160	179 +19 (+11.9%)	210	235 +25 (+11.9%)	283	317 +34 (+12.0%)
20mm	1,300	1,460 +160 (+12.3%)						
25mm	2,500	2,800 +300 (+12.0%)						

次ページへつづく

議案第 39 号関係

30mm	3,000	削除					
40mm	5,000	5,600 +600 (+12.0%)					
50mm	7,500	8,400 +900 (+12.0%)					
75mm	10,000	11,200 +1,200 (+12.0%)					
100mm	20,000	22,400 +2,400 (+12.0%)					

※金額は消費税抜。改定欄の中段は増額となる金額、下段は改定率。

(2) 湯屋用

(単位：円)

口径	基本料金		150 m ³ を超えるもの (1 m ³ 当たり)	
	0 m ³ ~150 m ³		現行	改定案
	現行	改定案	現行	改定案
—	14,000	15,680 +1,680 (+12.0%)	157	157 (据置)

※金額は消費税抜。改定欄の中段は増額となる金額、下段は改定率。

《参考》

負担増に関するモデルケース (口径 13mm の場合)

(単位：円)

区分	現行	改定案	比較
基本料のみの場合 (単身世帯)	1,390	1,540	+150 (+10.8%)
20 m ³ 使用の場合 (2~3人世帯)	3,500	3,900	+400 (+11.4%)
30 m ³ 使用の場合 (4~5人世帯)	5,810	6,490	+680 (+11.7%)
100 m ³ 使用の場合 (事業所等)	25,990	29,090	+3,100 (+11.9%)

※金額は消費税及びメーター使用料込。比較欄の上段は増加額、下段は増加率。

件名	八幡浜市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
担当課	産業建設部 上下水道課
根拠法令等	下水道法（昭和33年法律第79号）
施行日等	令和8年10月1日

1. 改正の目的

下水道事業の経営安定化を図り、公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道使用料を改定するものである。

2. 改正の経緯

本市の下水道使用料は、平成27年10月の改定以来、西日本豪雨や新型コロナウイルスの蔓延、不安定な世界情勢に伴う急激な物価高騰など、市民生活への影響を考慮し、据え置いてきた。

10年間使用料改定を見送ってきたことで、人口減少に伴う使用料収入の落ち込み、施設の老朽化対策・耐震化対策に要する費用の増大など、下水道事業は厳しい経営環境に直面しており、このままの使用料水準では、本来、使用料収入で賄うべき污水处理費の財源が今後5年間で12億円不足する見通しである。

こうした状況下、昨年10月、市民、事業者、議会、行政など幅広い分野の委員で構成する「八幡浜市上下水道使用料等検討委員会」を設置し、使用料改定について慎重にご検討いただき、今年2月、市長へ報告書が提出された。

検討委員会では、下水道使用料について「令和8年度から令和12年度までの5年平均で、令和6年度末の経費回収率約70%を維持できると見込まれる16.6%増の改定（基本使用料と超過使用料の増収分が概ね同額となるよう引上げ）が適当」とされ、この検討結果に基づき下水道使用料を改定するものである。

3. 改正の内容

(1) 一般汚水

(単位：円)

区分	基本使用料		8 m ³ を超え 10 m ³ まで (1 m ³ 当たり)		10 m ³ を超え 20 m ³ まで (1 m ³ 当たり)		20 m ³ を超え 30 m ³ まで (1 m ³ 当たり)	
	現行	改定案	現行	改定案	現行	改定案	現行	改定案
	920	1,162 +242 (+26.3%)	136	158 +22 (+16.2%)	159	181 +22 (+13.8%)	176	198 +22 (+12.5%)

次ページへつづく

議案第 40 号関係

30 m ³ を超え 40 m ³ まで (1 m ³ 当たり)		40 m ³ を超え 50 m ³ まで (1 m ³ 当たり)		51 m ³ を超える もの (1 m ³ 当たり)	
現行	改定案	現行	改定案	現行	改定案
194	216 +22 (+11.3%)	212	234 +22 (+10.4%)	224	246 +22 (+9.8%)

※金額は消費税抜。改定欄の中段は増額となる金額、下段は改定率。

(2) 湯屋汚水

(単位：円)

区分	基本使用料		8 m ³ を超え 10 m ³ まで (1 m ³ 当たり)		10 m ³ を超え 20 m ³ まで (1 m ³ 当たり)		20 m ³ を超え 30 m ³ まで (1 m ³ 当たり)		30 m ³ を超える もの (1 m ³ 当たり)	
	0 m ³ ～8 m ³		現行	改定案	現行	改定案	現行	改定案	現行	改定案
	現行	改定案	現行	改定案	現行	改定案	現行	改定案	現行	改定案
	920	1,162 +242 (+26.3%)	136	158 +22 (+16.2%)	159	181 +22 (+13.8%)	176	198 +22 (+12.5%)	50	50 (据置)

※金額は消費税抜。改定欄の中段は増額となる金額、下段は改定率。

《参考》

負担増に関するモデルケース

(単位：円)

区分	現行	改定案	比較
基本使用料のみの場合 (単身世帯)	1,010	1,270	+260 (+25.7%)
20 m ³ 使用の場合 (2～3人世帯)	3,060	3,610	+550 (+18.0%)
30 m ³ 使用の場合 (4～5人世帯)	4,990	5,790	+800 (+16.0%)
100 m ³ 使用の場合 (事業所等)	21,780	24,270	+2,490 (+11.4%)

※金額は消費税込。比較欄の上段は増加額、下段は増加率。